

令和5年度からの市・県民税の税制改正等について

【住宅ローン控除の見直し】

市県民税から控除する限度額が見直されました。令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居した方について、以下のとおりになります。

<住宅ローン控除限度額>

入居した年月	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで (注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで (注2) (注3)
控除限度額	A × 5 % (97,500円が限度)	A × 7 % (136,500円が限度)	A × 5 % (97,500円が限度)

※ A は所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。

※住宅ローン控除額は、上の表で求めた限度額と所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から引ききれなかった額のいずれか小さい額です。

（注1）

住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限りです。

（注2）

令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ、一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、（注1）の条件を満たす場合の控除限度額と同じになります。

（注3）

令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

なお、控除期間については、認定住宅又は一定の省エネ基準を満たす新築住宅に令和4年から令和7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年又は令和5年に入居した場合は13年間、令和6年又は令和7年に入居した場合は10年間、既存住宅の取得又は住宅の増改築等については、令和4年から令和7年に入居した場合は10年間となります。

【未成年者の対象年齢の引き下げについて】

民法の成人年齢引き下げに伴い、令和5年度から未成年者の年齢が20歳未満から18歳未満へ変更となりました。